

杉戸町こども計画 令和7年度実施状況及び令和8年度実施計画

基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち

達成度 A:80%~100% B:60%~80% C:40%~60% D:20%~40% E:0%~20%

施策No.	目標No	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課	令和11年度までの計画目標	令和7年度実施計画	令和7年度実施状況	令和7年度達成度	令和8年度実施計画
1 こどもの貧困対策及び社会的養育の推進									
77	こどもの貧困対策の推進		生活保護に至る前の段階から、民生委員・児童委員をはじめ県や関係機関と連携して生活に困窮した世帯の自立を支援します。また、貧困の連鎖を防止するため、そうした子育て世帯へパントリーや子ども食堂の情報提供及び学習支援や就学援助費の支給等を行います。	子育て支援課 福祉課 学校教育課	埼玉県と連携し、生活保護世帯や準用保護世帯の小学生又は中学生・高校生を対象とした学習支援教室を開催します。また、小学生を対象とした学習支援教室では、食事の提供も行います。適切な就学援助費の支給等を継続して行います。	・ジュニア・アスポート学習支援教室(小学生)を週2回開催(水・木)と概ね2か月に1回土曜日に開催します。 ・アスポート学習支援教室(中学生・高校生)を週1回、金曜日に開催します。参加者が、杉戸町・宮代町の中・高生が対象となっており、会場の関係で宮代町で開催します。 ・適切な就学援助費の支給等に努めます。	・ジュニア・アスポート学習支援教室(小学生)を週2回開催(水・木)と概ね2か月に1回土曜日に開催しました。 ・アスポート学習支援教室(中学生・高校生)を週1回、金曜日に開催します。参加者が、杉戸町・宮代町の中・高生が対象となっており、会場の関係で宮代町で開催しました。 ・国の基準に準じて、町の就学援助費を決定し、適切な支給等を行うことができました。	A	ジュニア・アスポート学習支援教室(小学生)を週2回開催(水・木)と概ね2か月に1回土曜日に開催します。 ・アスポート学習支援教室(中学生・高校生)を週1回、金曜日に開催します。参加者が、杉戸町・宮代町の中・高生が対象となっており、会場の関係で宮代町で開催します。 ・適切な就学援助費の支給等に努めます。
78	社会的養育の推進		児童が家庭において健やかに養育されるよう、子育て世帯を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関と連携を図り、必要な措置を講じます。	子育て支援課	児童虐待防止のため、各家庭における効果的な援助方法や対応等を協議し実践していきます。	関係機関と連携し、個別ケース検討会議・実務者会議、合同ケース会議を開催するなど支援の方策を検討しながら、児童虐待防止に努めます。	関係機関と連携し、個別ケース検討会議・実務者会議、合同ケース会議を開催するなど支援の方策を検討しながら、児童虐待防止に努めました。	A	関係機関と連携し、個別ケース検討会議・実務者会議、合同ケース会議を開催するなど支援の方策を検討しながら、児童虐待防止に努めます。
79	自殺対策に関連した普及啓発、人材養成等の取組(メンタルヘルスの普及啓発、ゲートキーパーの養成等)		自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人ひとりの役割等について意識の醸成を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応をとることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	健康支援課	・第2期杉戸町自殺対策計画(令和6年度～令和8年度)「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、ゲートキーパー養成講習や相談事業に取り組みます。 ・令和9年度からは、自殺対策計画を「杉戸町健康増進計画・食育推進計画」と一体化し、健康・保健分野の総合的な計画として位置付けます。	・抱える課題・問題を早期に発見し適切に対応するために、各相談窓口やSNSによる相談先を広報や町ホームページに掲載、各種ポスターやリーフレットを設置し、自殺予防のための情報提供や普及啓発を行います。 ・早期発見・早期対応を図るため、ゲートキーパー養成講習を開催(職員向け・住民向け) ・「自殺対策計画」を「杉戸町健康増進計画・食育推進計画」と一体化し、健康・保健分野の総合的な計画とするためのアンケートを実施します。	・各種相談窓口やSNSによる相談先を広報や町ホームページに掲載しました ・自殺予防月間(3月)は、図書館でこころの健康に関する特別展示を実施しました。 ・若年層へ働きかけるため、はたちの集いにて啓発品を配布しました。 ・ゲートキーパー養成講座を2回実施。職員向け:34名、住民向け(民生委員・児童委員):55名養成。 ・「自殺対策計画」を「杉戸町健康増進計画・食育推進計画」と一体化し、健康・保健分野の総合的な計画とするためのアンケートを実施しました。	A	・抱える課題・問題を早期に発見し適切に対応するために、各相談窓口やSNSによる相談先を広報や町ホームページに掲載、各種ポスターやリーフレットを設置し、自殺予防のための情報提供や普及啓発を行います。 ・早期発見・早期対応を図るため、ゲートキーパー養成講習を開催(職員向け・住民向け)します。 ・「自殺対策計画」を「杉戸町健康増進計画・食育推進計画」と一体化し、健康・保健分野の総合的な計画とするための計画策定を実施します。
80	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援		低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用(産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用)を助成します。	健康支援課	低所得の妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげていきます。初回の産科受診料の費用(産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用)を助成し経済的支援を実施します。	低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成	・助成件数:1件	A	・低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成
81	児童扶養手当の支給		広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者に制度の周知を図ります。	子育て支援課	ひとり親家庭支援のため、広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者に制度の周知を図ります。	ひとり親家庭支援のため、広報紙やホームページの掲載、窓口での案内により制度の周知に努めます。	ひとり親家庭支援のため、町ホームページや広報紙に制度を掲載し、離婚等でひとり親家庭等になった保護者にパンフレット等を配布し制度の周知を図りました。	A	ひとり親家庭支援のため、町ホームページや広報紙に制度を掲載し、離婚等でひとり親家庭等になった保護者にパンフレット等を配布し制度の周知を図ります。

杉戸町子ども計画 令和7年度実施状況及び令和8年度実施計画

基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち

達成度 A:80%~100% B:60%~80% C:40%~60% D:20%~40% E:0%~20%

施策No.	目標No	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課	令和11年度までの計画目標	令和7年度実施計画	令和7年度実施状況	令和7年度達成度	令和8年度実施計画
	82	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	子育て支援課	児童扶養手当の申請時にパンフレットを渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	ひとり親家庭支援のため、制度の周知を図ります。	離婚等によりひとり親家庭となった保護者に、パンフレット等を渡し、制度の周知を図りました。	A	離婚等のよりひとり親家庭となった児童の保護者に対し、パンフレット等を渡し、制度の周知を図ります。
	83	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	子育て支援課	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	ひとり親家庭の支援のため、制度の周知を図ります。	離婚等によりひとり親家庭となった保護者に、パンフレット等を渡し、制度の周知を図りました。	A	離婚等のよりひとり親家庭となった児童の保護者に対し、パンフレット等を渡し、制度の周知を図ります。
	84	ひとり親家庭等医療費助成の充実	保険医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子育て支援課	児童扶養手当の申請時に制度について案内するとともに、広報紙やホームページで制度を周知します。	・ひとり親家庭の経済的支援のため、継続的に制度を実施します。 ・令和8年度以降のPMH(マイナバーカードを医療費の受給者証として利用することができるシステム)の実施に向け準備を進めます。	・ひとり親家庭の経済的支援のため、継続的に制度を実施しました。 ・令和8年度以降のPMH(マイナバーカードを医療費の受給者証として利用することができるシステム)の実施に向けシステム改修等を実施しました。	A	・ひとり親家庭の経済的支援のため、継続的に制度を実施します。 ・令和8年4月診療分から、PMHの実施を開始し、受給者の利便性と行政と医療機関の事務の効率化を図ります。
	85	養育費確保支援事業の推進	養育費の確保を支援するため、養育費の保証促進補助金及び養育費に関する公正証書作成補助金を交付します。	子育て支援課	児童扶養手当の申請時に資料を該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	ひとり親家庭の支援のため、制度の周知を図ります。	離婚等によりひとり親家庭となった保護者に、チラシを渡し、制度の周知を図りました。	A	離婚等のよりひとり親家庭となった児童の保護者に対し、チラシを渡し、制度の周知を図ります。
3 児童虐待の防止と権利擁護									
	86	保育園・幼稚園における相談支援活動	こども家庭センターや児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言等を行います。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めます。	子育て支援課	こども家庭センターや児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言等を行います。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めます。	こども家庭センターや児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言等を行います。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めます。	こども家庭センターや児童相談所等との連携を図り、面接や助言等を行います。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めた。	A	こども家庭センターや児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言等を行います。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めます。
	87	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の状況を的確に把握し、地域の関係機関等がこどもやその家庭に関する情報、また、考え方を共有し、適切な連携の下、効果的な支援を行います。	子育て支援課	児童虐待防止、効果的な援助方法や対応等を協議し実践していきます。	児童虐待防止に対する効果的な援助方法や対応方法等を協議し実践していきます。	児童虐待防止に対する効果的な援助方法や対応方法等を協議し実践しました。	A	児童虐待防止に対する効果的な援助方法や対応方法等を協議し実践します。
	88	支援体制の整備充実	DV被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り、支援体制を充実させます。	人権・男女共同参画推進課	関係各課や関係機関と連携を図り、自立支援のための心理サポートや、助言・情報提供を実施します。関係各課と連携をとり相談窓口の充実を図ります。	・関係各課や関係機関と連携をとり、相談窓口の充実を図ります。 ・必要に応じて杉戸町DV被害者ネットワーク会議や担当者会議を開催します。女性相談を月2回・各3枠(毎月第1・第3水曜日 13時から16時)実施します。	・必要に応じて、関係各課や関係機関と連携をとり、相談窓口の充実を図った。 ・女性相談を月2回・各3枠(毎月第1・第3水曜日13時から16時)実施した。	A	・関係各課や関係機関と連携をとり、相談窓口の充実を図ります。 ・必要に応じて杉戸町DV被害者ネットワーク会議や担当者会議を開催します。女性相談を月2回・各3枠(毎月第1・第3水曜日 13時から16時)実施します。
	89	女性相談窓口の充実	夫・パートナーからの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口の充実に努めます。	人権・男女共同参画推進課	広報紙やホームページを利用して普及啓発をします。女性相談案内カードを設置し、女性相談窓口の充実に努めます。	広報紙やホームページを利用して普及啓発をします。引き続き、町内店舗、民間施設等に女性相談案内カードの設置を依頼します。	広報紙やホームページを利用して普及啓発をした。引き続き、町内店舗、民間施設等に女性相談案内カードの設置を依頼した。	A	広報紙やホームページを利用して普及啓発をします。引き続き、町内店舗、民間施設等に女性相談案内カードの設置を依頼します。

杉戸町こども計画 令和7年度実施状況及び令和8年度実施計画

基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち

達成度 A:80%~100% B:60%~80% C:40%~60% D:20%~40% E:0%~20%

施策No.	目標No	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課	令和11年度までの計画目標	令和7年度実施計画	令和7年度実施状況	令和7年度達成度	令和8年度実施計画
	90	児童虐待防止の推進	広報紙やホームページの活用、街頭活動等により、児童虐待防止についての住民意識の向上を図ります。また、乳幼児健診未受診者の把握や訪問活動などを通じて、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 健康支援課	・健康相談、家庭訪問、乳幼児健診等の機会を利用し、虐待の予防・早期発見に努めます。 ・ハイリスクケースを把握し、関係機関との連携を図ります	・関係機関と連携を図りながら、適切な支援を協議するとともに、児童虐待防止の早期発見、予防に努めます。 ・こども家庭センターを中心とし、保育園、幼稚園、児童相談所と連携を図り早期対応に努めます。 ・要保護児童対策地域協議会の対象ケースへの家庭訪問を継続します。 ・関係機関と連携を図りながら、適切な支援を協議するとともに、児童虐待防止の早期発見、予防に努めます。	・関係機関と連携を図りながら、適切な支援を協議するとともに、児童虐待防止の早期発見、予防に努めました。 ・こども家庭センターを中心とし、保育園、幼稚園、児童相談所と連携を図り早期対応に努めました。 ・要保護児童対策地域協議会の対象ケースへの家庭訪問を実施しました。 ・関係機関と連携を図りながら、適切な支援を協議するとともに、児童虐待防止の早期発見、予防に努めました。	A	・関係機関と連携を図りながら、適切な支援を協議するとともに、児童虐待防止の早期発見、予防に努めます。 ・こども家庭センターを中心とし、保育園、幼稚園、児童相談所と連携を図り早期対応に努めます。 ・要保護児童対策地域協議会の対象ケースへの家庭訪問を実施します。 ・関係機関と連携を図りながら、適切な支援を協議するとともに、児童虐待防止の早期発見、予防に努めます。
4 発達支援と障がい児支援の充実									
	91	乳幼児健康診査等による要療育児の早期発見	幼児健康診査(1歳6か月児・3歳児)では、保健師等のほか臨床心理士等の専門職を交え、療育が必要なこどもの早期発見・早期支援を行います。	健康支援課	幼児健康診査(1歳6か月児・3歳児)では、保健師等のほか臨床心理士等の専門職を交え、発達に偏りがある等の児の保護者の相談を実施し早期の支援につなげていきます。 また、5歳児健診について検討を続けます。	・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	・1歳6か月児健康診査:98.5% ・3歳児健康診査:100.9%	A	・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・5歳児相談会 また、5歳児健診について検討を続けます。
	92	乳幼児健全発達支援相談指導事業(個別相談)	発達に心配のある乳幼児や育児不安のある保護者等に対し、個別相談を実施します。	健康支援課	発達に心配のある乳幼児や育児不安のある保護者等に対し、専門職による個別相談を実施し子育てを支援していきます。	・療育相談(理学療法士) ・遊びの教室(作業療法士) ・ことばの相談(言語聴覚士) ・子育て相談(公認心理師)	・療育相談(理学療法士):11回/年 実:20人 延べ:46人 ・療育相談(作業療法士):18回/年 実:28人 延べ:44人 ・言語相談(言語聴覚士):36回/年 実:82人 延べ:131人 ・心理相談(公認心理師):33回/年 実:43人 延べ:66人	A	・療育相談(理学療法士) ・遊びの教室(作業療法士) ・ことばの相談(言語聴覚士) ・子育て相談(公認心理師)
	93	幼稚園・保育園での受入れ	就園に際し、関係機関等との連携を図り、適切な相談支援を実施します。また、各園の受入れ体制の確保に努めます。	子育て支援課	就園に際し、関係機関等との連携を図り、適切な相談支援を実施します。また、各園の受入れ体制の確保に努めます。	就園に際し、関係機関等との連携を図り、適切な相談支援を実施します。また、各園の受入れ体制の確保に努めます。	・専門知識を有する関係機関等と連携を図り、より適切な支援対応に努めました。また、特別な支援が必要な園児については職員を加配し受入れ体制の確保に努めました。	A	就園に際し、関係機関等との連携を図り、適切な相談支援を実施します。また、各園の受入れ体制の確保に努めます。
	94	放課後児童クラブ(学童保育)での受入れ	関係機関との連携を図り、障がい児の受入れ体制の充実に努めます。	教育総務課	関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れ体制を整備・推進します。また、受け入れに関しては、保護者からの相談及び登室児童数等を考慮し、障がいのある児童を支援する職員を配置します。	関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れ体制を整備・推進します。また、受け入れに関しては、保護者からの相談及び登室児童数等を考慮し、障がいのある児童を支援する職員を配置します。	関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れ体制を整備・推進しました。(全10クラブ中6クラブで受入) また、受け入れに関しては、保護者からの相談及び登室児童数等を考慮し、障がいのある児童を支援する職員を配置しました。	A	関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れ体制を整備・推進します。また、受け入れに関しては、保護者からの相談及び登室児童数等を考慮し、障がいのある児童を支援する職員を配置します。
	95	特別支援教育	障がい等に応じた教育を推進するため、特別支援学級及び通級指導教室を設置し、幼稚園、小・中学校教員への研修を実施します。また、幼稚園、小・中学校を訪問し、教育的支援を必要とするこどもへの望ましい教育的対応について、臨床心理士が教員への助言や相談を行います。	学校教育課	幼稚園及び小・中学校において巡回相談研修会を実施し、特別支援教育を推進します。	巡回相談研修会を実施し、教職員の特別支援教育に関する理解を高め、特別な支援が必要な児童生徒等への、個に応じた指導の充実を図ります。また、かがやきサポートチームを組織し、様々な学校の児童生徒の理解に努めます。	幼稚園3園及び小学校6校・中学校1校の巡回相談研修会を実施し、教職員の特別支援教育に関する理解を高め、特別な支援が必要な児童生徒等への、個に応じた指導の充実を図りました。	A	巡回相談研修会を実施し、教職員の特別支援教育に関する理解を高め、特別な支援が必要な児童生徒等への、個に応じた指導の充実を図ります。また、かがやきサポートチームを組織し、様々な学校の児童生徒の理解に努めます。

杉戸町子ども計画 令和7年度実施状況及び令和8年度実施計画

基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち

達成度 A:80%~100% B:60%~80% C:40%~60% D:20%~40% E:0%~20%

施策No.	目標No	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課	令和11年度までの計画目標	令和7年度実施計画	令和7年度実施状況	令和7年度達成度	令和8年度実施計画
	96	障がい児福祉サービス	児童福祉法に基づき、療育が必要な児童に対して、集団生活の適応のための専門的な支援や、生活能力向上のための訓練等のサービス等を提供します。	福祉課	療育が必要なお子さんに対して、放課後等デイサービス等の必要なサービスを提供し、利用の促進を図ります。	・子育て支援課、保健センター等の関係機関との情報を共有し、早期療育に向けて、サービス等の周知や利用促進を図ります。 ・障がい児を対象としたサービスを提供するとともに、関係機関と連携した支援を行います。 ・各事業所や近隣3市2町で構成している埼玉県葛北地区地域自立支援協議会の圏域において、広域的な事業や支援体制の整備の検討をします。	・子育て支援課、保健センター等の関係機関との情報を共有し、早期療育に向けて、サービス等の周知や利用促進を図ることができた。 ・障がい児を対象としたサービスを提供するとともに、関係機関と連携した支援を実施した。 ・埼玉県葛北地区地域自立支援協議会を通して、広域的な事業や支援体制の整備の検討を行った。	A	・子育て支援課、保健センター等の関係機関との情報を共有し、早期療育に向けて、サービス等の周知や利用促進を図ります。 ・障がい児を対象としたサービスを提供するとともに、関係機関と連携した支援を行います。 ・各事業所や近隣3市2町で構成している埼玉県葛北地区地域自立支援協議会の圏域において、広域的な事業や支援体制の整備の検討をします。
5 ヤングケアラーへの支援									
	97	「ヤングケアラー」に関する啓発事業	町民全体への周知をはじめ、民生委員・児童委員、地域活動団体等への普及啓発を行います。	子育て支援課 福祉課	ヤングケアラーの認知向上のため、周知啓発を図ります。 こどもへの周知を強化し、子育て支援機関、民生委員・児童委員等、広報誌等を介して、普及啓発活動を実施します。	・ヤングケアラーに関するチラシ・ポスター等の掲示します。 ・11月のケアラー月間にて、町内の障がい児・障がい者福祉サービス事業所へのチラシ等を配布予定。 ・こどもへの周知を強化し、子育て支援機関、民生委員・児童委員等、広報誌等を介して、普及啓発活動を実施します。	・ヤングケアラーに関する啓発活動として広報紙への掲載、チラシ・ポスター等の配付及び掲示を実施しました。 ・11月のケアラー月間にて、町内の障がい児・障がい者福祉サービス事業所へのチラシ等を配布実施した。(町内22事業所)	A	・ヤングケアラーに関する啓発活動として広報紙への掲載、チラシ・ポスター等の配付及び掲示を実施します。 ・11月のケアラー月間にて、町内の障がい児・障がい者福祉サービス事業所へのチラシ等を配布予定です。
	98	「ヤングケアラー」に関する実態把握	国・県等と連携し、小・中学校の児童・生徒、高校生世代へヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施します。	子育て支援課 学校教育課	国・県及び各課、子育て支援機関等と連携し、小・中学校の児童・生徒、高校生世代へヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施します。	国・県及び各課、子育て支援機関等と連携し、小・中学校の児童・生徒、高校生世代にヤングケアラーの実態把握に向け、調査・研究を行います。	国・県及び各課、子育て支援機関等と連携し、小・中学校の児童・生徒、高校生世代にヤングケアラーの実態把握に向け、調査・研究を行いました。	A	国・県及び各課、子育て支援機関等と連携し、小・中学校の児童・生徒、高校生世代にヤングケアラーの実態把握に向け、調査・研究を行います。